



島根県報

平成19年 9 月28日 (金)
号外 第 110 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課)

公

告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第 4 条第 1 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成19年 9 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考)17年 度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	739,080	525,864,453	4,769,488	131,668,324	25.0	24.0

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	13,812	59,070,624	10,770,219	24,031,540	93,872,383	6,796

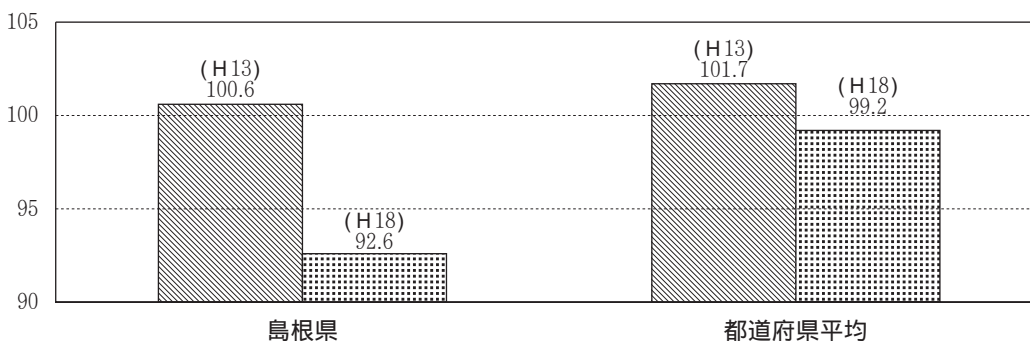
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成18年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第14号)及び職員の給与の特例に関する条例(平成15年島根県条例第15号)(以下これらを「特例条例」という。)に基づき、平成20年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職 手当を除く。)へのはね返し
知 事	20%	20%
副知事・出納長	15%	15%
常勤の監査委員	15%	15%
病院事業管理者	15%	15%
教 育 長	15%	15%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 92.6 (平成18年4月1日現在)

(注) 平成18年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(2) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
平成18年度	376,804	389,127 (365,233)	12,323 3.17% (11,571) (3.17%)	0	0	0

(注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2 「公務員給与」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の額及び率である。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支 給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
平成18年度	4.11	4.45 (4.18)	0.34 (0.07)	0	4.45	4.45

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の支給月数である。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

職 種	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
一般行政職	43.8歳	-	333,748円	391,918円	361,343円
技能労務職	48.0歳	311人	334,970円	379,436円	356,234円
うち守衛	48.5歳	5人	326,011円	379,005円	346,100円
うち用務員	48.7歳	57人	338,903円	374,683円	357,840円
うち自動車運転手	49.9歳	45人	344,370円	395,215円	367,467円
うち電話交換手	55.1歳	8人	383,203円	415,069円	397,613円
高等学校教育職	42.8歳	-	369,274円	426,511円	-
小・中学校教育職	44.2歳	-	376,629円	429,970円	-
警察職	41.3歳	-	331,461円	444,285円	360,431円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		島 根 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	170,200円 (159,988円)	170,200円
	高 校 卒	138,400円 (130,096円)	138,400円
技能労務職(免許職)	高 校 卒	151,000円 (141,940円)	-
技能労務職(非免許職)	高 校 卒	145,100円 (136,394円)	-
高等学校教育職	大 学 卒	190,500円 (179,070円)	-
小・中学校教育職	大 学 卒	190,500円 (179,070円)	-
警 察 職	大 学 卒	195,000円 (183,300円)	197,700円
	高 校 卒	162,800円 (153,032円)	156,200円

(注) 「島根県」の下段の()内は、特例条例による減額後の額である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

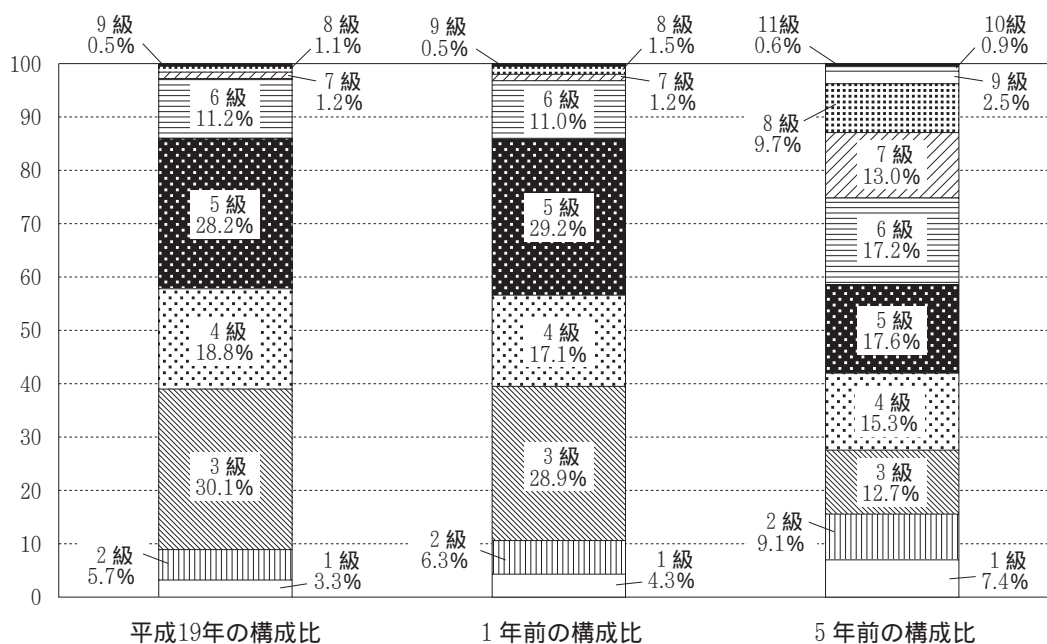
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	249,800円	297,397円	352,228円
	高 校 卒	202,493円	253,708円	291,687円
技能労務職	高 校 卒	210,767円	241,996円	286,261円
高等学校教育職	大 学 卒	279,293円	330,598円	365,294円
小・中学校教育職	大 学 卒	285,538円	332,237円	362,657円
警 察 職	大 学 卒	269,780円	310,075円	361,374円
	高 校 卒	236,899円	277,214円	340,948円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年 4月 1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比
1 級	主事、技師	131人	3.3%
2 級	主任主事、主任技師	225人	5.7%
3 級	主任	1,189人	30.1%
4 級	企画員	742人	18.8%
5 級	グループリーダー	1,114人	28.2%
6 級	課長	443人	11.2%
7 級	課長	49人	1.2%
8 級	次長	43人	1.1%
9 級	部長	18人	0.5%

- (注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例 (昭和26年島根県条例第 1 号) に基づく給料表の級区分による職員数である。



- (注) 平成18年に11級制から 9 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第40条に基づき、毎年11月 1 日を評定日として管理職手当の支給を受けない一般職員に対して勤務成績の評定を実施。

なお、平成17年 6 月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施しており、平成17年11月から一般職についても試行を開始。

2 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、昇給区分を決定。

なお、人事評価の結果は、管理職の勤勉手当の成績率には反映させているが、昇給への反映については、

管理職及び一般職ともに未実施である。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県		国	
1人当たり平均支給額(平成18年度)	1,763千円	-	
(平成18年度支給割合)		(平成18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~20%	役職加算	5~20%
管理職加算	15~25%	管理職加算	10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として管理職手当の支給を受けない一般職員に対して勤務成績の評定を実施。

なお、平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施し、平成17年11月から一般職についても試行を開始。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職については、平成18年6月期より上記人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率(支給月数)を決定。

相対区分	分布割合	成績率(支給月数) 6月期、12月期とも	
		部次長級	課長級
	10%以内	1.02月	0.85月
	30%以内	0.965月	0.78月
	60%以内	0.91月	0.71月
不良	-	0.91月以下	0.71月以下

なお、一般職については、人事評価が試行中のため、成績率に差を設けず、一律の支給(6月期、12月期とも72.5/100)を行った。

イ 退職手当(平成19年 4月 1日現在)

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	5,384千円	28,039千円			

(注) 「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当(平成19年 4月 1日現在)

支給実績(平成18年度)			35,384千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)			484,716円
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	25人	14%	14%
大阪府大阪市	10人	12%	12%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	9人	5%	5%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	13,428人	0%	0%
医師・歯科医師	46人	12%	12%
平均支給率		11.8%	11.8%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域・職種	支給率	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	18%	18%
大阪府大阪市	15%	15%
愛知県名古屋市	12%	12%
広島県広島市	10%	10%
岡山県岡山市	3%	3%
医師・歯科医師	15%	15%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成19年 4月 1日現在）

支給実績（平成18年度）		445,761千円
支給職員 1人あたり平均支給年額（平成18年度）		61,055円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		52.9%
手当の種類（手当数）		63
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）
		死体取扱手当
		捜査特別手当
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当
		教育業務連絡指導手当
		警ら手当
		捜査特別手当
		夜間特殊業務手当（警察業務）

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度）	2,198,109千円
職員 1人あたり平均支給年額（平成18年度）	159千円
支給実績（平成17年度）	2,272,844千円
職員 1人あたり平均支給年額（平成17年度）	161千円

カ その他の手当（平成19年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度）	支給職員 1人あたり平均支給年額（平成18年度）
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ	-	千円 1,917,090	円 217,851
	配偶者以外の扶養親族 6,000円				
	扶養親族でない配偶者を有する場合の 1人 6,500円				
	配偶者のない場合の 1人 11,000円				
	特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円	同じ	-	千円 628,210	円 190,887
	家賃23,000円を超える場合 11,000円 + 1/2 × (家賃 - 23,000円)				
	持家居住者 新築・購入から 5年間 2,500円				
通勤手当	交通機関利用者	異なる	交通用具の区	千円	円

	定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額		分及び距離の 区分が異なる。	1,270,274	103,510
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の 距離が80キロ以上の場合加算（距離によ り4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる。 （国：距離によ り6,000円 ～45,000円）	千円 309,025	円 299,153
初任給調整手 当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な 職種に支給 支給額（月額） 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び 支給額が異なる。	千円 39,798	円 1,170,522
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特 別調整額とし て支給	千円 992,977	円 635,709
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する 特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養 手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶 養手当の月額）×4%～16%	同じ	-	千円 215,082	円 450,906
特地勤務手当 に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該 異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月 額×2%～6%	同じ	-	千円 121,160	円 187,264
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4% ～25%			千円 425,806	円 386,745
へき地手当に 準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等 に異動し、当該異動に伴って住居を移転 した職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×2% ～4%			千円 57,700	円 155,108
定時制通信教 育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教 育に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額の10%			千円 49,508	円 423,146
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する 実習授業等に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額の10%			千円 122,434	円 412,236
義務教育等教 員特別手当	小・中・高・盲・ろう・養護学校に勤務 する教育職員に支給			千円 1,282,435	円 157,586

	最高支給限度額 20,200円				
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 164,735	円 74,507
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 67,856	円 58,750
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	-	千円 450,747	円 136,590
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	-	千円 8,558	円 62,926
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 41,880	円 189,502
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円			実績なし	実績なし

(6) 特別職の報酬等の状況(平成19年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,024,000円 (1,280,000円)
	副 知 事	850,000円 (1,000,000円)
	出 納 長	718,250円 (845,000円)
報 酬	議 長	768,000円 (960,000円)
	副 議 長	709,750円 (835,000円)
	議 員	654,500円 (770,000円)
期 末 手 当	知 事 副 知 事 出 納 長	(平成18年度支給割合) 3.35月分
	議 長 副 議 長 議 員	(平成18年度支給割合) 3.35月分
退 職 手 当		(算定方式) (1 期の手当額) (支給時期)
	知 事	128万円 × 在職月数 × 0.6 3,686.4万円 任期毎
	副 知 事	100万円 × 在職月数 × 0.43 2,064万円 任期毎
	出 納 長	84.5万円 × 在職月数 × 0.3 1,216.8万円 任期毎

(注) 1 「給料」及び「報酬」の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 「退職手当」の「(1 期の手当額)」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年 = 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成18年		
普 通 会 計 部 門	議 会	23	24	1	事務事業の見直し
	総 務	607	640	33	大学独法化業務終了
	一 般 税 務	130	129	1	課税機能強化
	民 生	275	292	17	障害児(者)施設の民間委託、福祉事務所廃止縮小
	行 衛 生	463	441	22	政策医療医師配置
	政 労 働	71	72	1	事務事業の見直し
	部 農林水産	1,040	1,065	25	公共事業の削減
	門 商 工	171	178	7	事務事業の見直し
	土 木	937	954	17	公共事業の削減
	計	3,717	3,795	78	(参考：人口10万人当たり職員数 502.92人)
教 育 部 門	8,026	8,277	251	生徒数減による学級数の減少	
警 察 部 門	1,778	1,751	27	パトロール体制の強化	
小 計	13,521	13,823	302	(参考：人口10万人当たり職員数1,829.44人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	845	860	15	地方公営企業法の全部適用による組織改編
	水 道	29	32	3	事務事業の見直し
	下 水 道	21	22	1	事務事業の見直し
	そ の 他	67	67	0	
小 計	962	981	19		
合 計	14,483 [15,393]	14,804 [16,123]	321 [730]	(参考：人口10万人当たり職員数1,959.60人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

イ 職員の任免に関する状況

㊦ 平成19年度及び平成18年度の職種別採用者数

職 種	区 分	平 成 1 8 年 度		
		平 成 1 9 年 度	平 成 1 8 年 度	平 成 1 8 年 度
		H19.4.1	H18.4.1	H18.4.2~H19.3.31
一 般 行 政 職		36人	30人	34人
警 察 職		71	51	41
高 等 学 校 教 育 職		40	45	
小・中 学 校 教 育 職		78	58	
そ の 他	海 事 職	3	1	
	研 究 職	5	4	2
	医 療 職	10	38	50
	技 能 労 務 職			
	そ の 他	52	12	
計		295	239	127

- (注) 1 職種区分は、「平成19年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの、「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。

3 職種区分の「一般行政職」及び「医療職」のうちの「H18.4.2～H19.3.31」には、育休代替職員を含む（一般行政職31名、研究職2名及び医療職5名）。

(イ) 平成18年度職種別事由別離職者数

(単位：人)

職 種	区 分	合計	定年 退職	勸奨 退職	定 年 前 希望退職	普通 退職	そ の 他				
							分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用後 の離職者
一 般 行 政 職		133	26	45	35	23		1		3	
警 察 職		87	32	12	13	25				5	
高 等 学 校 教 育 職		74	30	7	7	21		1		2	6
小・中 学 校 教 育 職		153	64	20	29	35		1		2	2
そ の 他	海 事 職	2				1				1	
	研 究 職	7	5		2						
	医 療 職	95	10	17	25	42				1	
	技 能 労 務 職	25	15	4	3	3					
	そ の 他	30	5	9	6	8				2	
計		606	187	114	120	158		3		16	8

(注) 1 職種区分は「平成19年度地方公務員給与実態調査」による。

2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。

3 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。

4 「定年前希望退職」とは、年度末年齢55歳から58歳までの者で、島根県早期退職特例制度の適用を受けて離職することをいう。

5 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。

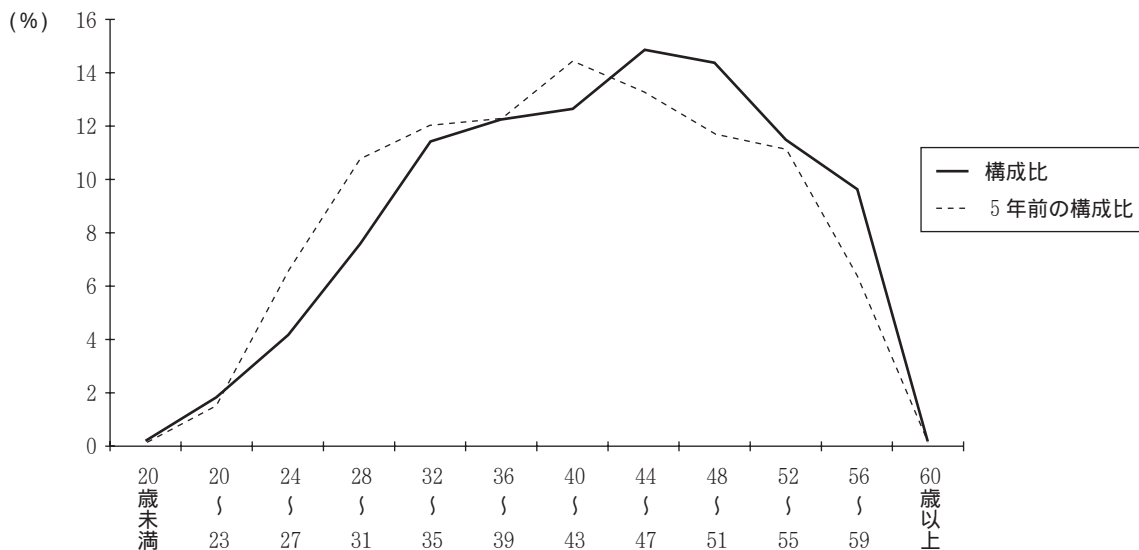
6 「分限免職」とは、地方公務員法第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。

7 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。

8 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16条各号（第3号を除く。）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当して離職することをいう。

9 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 32	人 255	人 612	人 1,083	人 1,650	人 1,762	人 1,820	人 2,142	人 2,076	人 1,646	人 1,384	人 21	人 14,483

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

㊦ 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
人 15,013	人 13,742	人 1,271	% 8.5

（参考1） 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日総務事務次官通知）」により作成した「県行政に関する集中改革プラン」における定員管理の数値目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	総定員（一般行政部門＋特別行政部門＋公営企業等）ベースで8.5%の減

（参考2） 平成17年3月に策定公表した1,000人の定員削減計画における定員管理の数値目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成15年4月1日	平成24年4月1日	一般行政部門及び特別行政部門（教員、警察官等を除く。）で1,000人の純減（20%）

オ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成18年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標H22
一 般 行 政	職員数	3,917	3,795	3,717	-	3,460
	増 減		122	78	200 (43.86%)	457
教 育	職員数	8,379	8,277	8,026	-	7,562
	増 減		102	251	353 (43.21%)	817
警 察	職員数	1,755	1,751	1,778	-	1,758
	増 減		4	27	23 (-)	3
公営企業等会計	職員数	962	981	962	-	962
	増 減		19	19	0 (-)	0
計	職員数	15,013	14,804	14,483	-	13,742
	増 減		209	321	530 (41.73%)	1,271

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

イ 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)に基づき、平成20年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管 理 職 手 当 受 給 者	10%、8%	10%、8%
上 記 以 外 の 職 員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程度の削減を行うこととしている。

イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成18年度	千円 1,061,986	千円 333,690	千円 260,046	% 24.5	% 23.5

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成18年度	人 31	千円 125,245	千円 25,929	千円 52,840	千円 204,014	千円 6,581

- (注) 1 「職員手当」には退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.8歳	339,406円	530,689円
(参考)一般行政職	43.8歳	346,949円	530,425円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水道事業)			島 根 県		
1人当たり平均支給額 (平成18年度)			1人当たり平均支給額 (平成18年度)		
1,651千円			1,763千円		
(平成18年度支給割合)			(平成18年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5 ~ 20%		役職加算	5 ~ 20%	
管理職加算	15 ~ 25%		管理職加算	15 ~ 25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

島 根 県 (企業局職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20%加算)		
1人当たり平均支給額	28,526千円		1人当たり平均支給額	5,384千円	28,039千円

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成16年度から平成18年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職

手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成19年 4月 1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成19年 4月 1日現在)

支給総額 (平成18年度)	1,214千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	71,411円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)	53.1%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成18年度)	6,437千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	201千円
支給実績 (平成17年度)	6,139千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成17年度)	192千円

(f) その他の手当 (平成19年 4月 1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (平成18年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の 1人 6,500円 配偶者のない場合の 1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円	同じ	-	千円 5,398	円 245,341
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 + 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 持家居住者 新築・購入から 5年間 2,500円	同じ	-	千円 1,284	円 160,500
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 3,697	円 127,491

	自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）	千円 1,296	円 324,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 3,334	円 666,854
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2＋その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	-	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	-	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,814	円 129,558
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,632	円 135,978
宿直手当	支給額（勤務1回につき） 2,100円～30,000円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円）	同じ	-	実績なし	実績なし

ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成18年度	千円 246,625	千円 64,779	千円 39,198	% 15.9	% 17.2

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成18年度	人 6	千円 19,039	千円 4,833	千円 7,633	千円 31,505	千円 5,251

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成19年 3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年 4月 1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	37.5歳	299,808円	436,728円
(参考)一般行政職	43.8歳	346,949円	530,425円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県(工業用水道事業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額(平成18年度)		1人当たり平均支給額(平成18年度)	
1,272千円		1,763千円	
(平成18年度支給割合)		(平成18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5 ~ 20%	役職加算	5 ~ 20%
管理職加算	15 ~ 25%	管理職加算	15 ~ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成19年 4月 1日現在）

島 根 県（企業局職員）			島 根 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		28,526千円	1人当たり平均支給額		5,384千円 28,039千円

（注） 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成16年度から平成18年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成19年 4月 1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成19年 4月 1日現在）

支給総額（平成18年度）	342千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	85,580円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	66.7%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度）	2,089千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）	348千円
支給実績（平成17年度）	1,202千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度）	200千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当（平成19年 4月 1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度）
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	千円	円
	配偶者以外の扶養親族	6,000円			
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人	6,500円			
	配偶者のない場合の1人	11,000円			
				408	136,000

	特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から 5 年間 2,500円	同じ	-	千円 324	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2 キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 534	円 133,500
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	-	実績なし	実績なし
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	-	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 612	円 152,934
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌	異なる	勤務1時間当	千円	円

当	日の午前 5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務 1 時間 当たりの給与額×25/100		たりの給与額 の算出方法が 異なる。	463	115,795
宿日直手当	支給額(勤務 1 回につき) 2,100円~30,000円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営 の必要により週休日又は休日に勤務し た管理職員に支給 支給額(勤務 1 回につき) 4,000円 ~12,000円(実働時間が 6 時間を超え る場合6,000円~18,000円)	同じ	-	実績なし	実績なし

㊦ 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用 に占める職員給与費 比率
	千円	千円	千円	%	%
平成18年度	1,205,850	112,180	448,915	37.2	36.4

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1 人当たり給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	51	215,170	40,978	87,073	343,221	6,730

(注) 1 「職員手当」には退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成19年 3 月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電 気 事 業	42.7歳	342,512円	539,063円
(参考)一般行政職	43.8歳	346,949円	530,425円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電気事業)			島 根 県		
1人当たり平均支給額 (平成18年度)			1人当たり平均支給額 (平成18年度)		
1,643千円			1,763千円		
(平成18年度支給割合)			(平成18年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5 ~ 20%		役職加算	5 ~ 20%	
管理職加算	15 ~ 25%		管理職加算	15 ~ 25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成19年 4月 1日現在)

島 根 県 (企業局職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20%加算)		
1人当たり平均支給額	28,526千円		1人当たり平均支給額	5,384千円	28,039千円

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成16年度から平成18年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成19年 4月 1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成19年 4月 1日現在)

支給総額 (平成18年度)	2,266千円			
支給職員 1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	78,152円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)	54.7%			
手当の種類 (手当数)	4			
手当の名称	特殊現場作業従事手当	水質検査業務従事手当	用地等交渉手当	夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (平成18年度)	18,829千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成18年度)	355千円
支 給 実 績 (平成17年度)	14,784千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度)	274千円

(f) その他の手当 (平成19年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成18年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人 6,500円 配偶者のない場合の 1 人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円	同じ	-	千円 7,533	円 221,570
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から 5 年間 2,500円	同じ	-	千円 1,715	円 190,500
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2 キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 5,138	円 119,498
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算 (距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる (国:距離により6,000円～45,000円)	千円 2,016	円 336,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額 (月額) 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額		国:俸給の特別調整額とし	千円 5,202	円 866,938

	支給額 41,600円～130,300円		て支給		
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額)×4%～16%	同じ	-	円 158	円 157,604
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	-	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,865	円 106,108
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 2,425	円 121,264
宿直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	-	実績なし	実績なし

イ 病院局

㊦ 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第7号)に基づき、平成20年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管 理 職 手 当 受 給 者	10%、8%	10%、8%
上 記 以 外 の 職 員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

平成19年3月に「島根県病院事業中期計画」を策定。今後の医療機能の見直し、平成20年2月の湖陵病院の新病院開院後の状況、平成20年の診療報酬改定、中央病院の7対1看護基準の導入計画の策定等を踏まえて、

平成20年度に見直すこととしている。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成18年度	千円 18,904,333	千円 527,244	千円 8,080,426	% 42.7	% 39.4

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成18年度	人 835	千円 3,343,705	千円 1,163,509	千円 1,334,013	千円 5,841,227	千円 6,995

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成19年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
医 師	45.9歳	555,743円	1,122,818円
看 護 師	35.4歳	279,493円	449,523円
事 務 職 員	41.7歳	337,460円	551,608円
(参考)一般行政職	43.8歳	346,949円	530,425円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (病院事業)		島 根 県	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,561千円		1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,763千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成19年 4 月 1 日現在)

島 根 県 (病院事業)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20% 加算)			定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20% 加算)		
1人当たり平均支給額	3,238千円	26,464千円	1人当たり平均支給額	5,384千円	28,039千円

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成18年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成19年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成18年度)		70,263千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (平成18年度)		610,981円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	12%	96人	0%
県内全市町村	0%	749人	0%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域・職種	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	15%	0%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(d) 特殊勤務手当 (平成19年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成18年度)	215,515千円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	292,026円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)	88.4%
手当の種類 (手当数)	13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成18年度)	356,374千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成18年度)	426千円
支給実績 (平成17年度)	338,876千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成17年度)	425千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	-	千円 74,247	円 194,873
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円) 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	-	千円 70,617	円 228,535
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 51,475	円 80,555
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)	千円 552	円 276,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 294,244	千円 2,581,087
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～137,700円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 36,320	円 864,752
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額(特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及	同じ	-	千円 1,180	円 235,937

	び扶養手当の月額) × 4% ~ 16%				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 × 2% ~ 6%	同じ	-	千円 442	円 88,424
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数 × 勤務 1 時間当たりの給与額 × 135/100	異なる	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 9,251	円 35,857
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数 × 勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100	異なる	勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 69,647	円 140,702
宿日直手当	支給額 (勤務 1 回につき) 2,100円 ~ 30,000円	同じ	-	千円 65,955	円 370,533
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務 1 回につき) 4,000円 ~ 12,000円 (実働時間が 6 時間を超える場合 6,000円 ~ 18,000円)	同じ	-	千円 10	円 10,000

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

ア 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15 17:00~17:15

（参考） 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1年（暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間是有給休暇
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない生児を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限り与える

（参考） 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

ウ 特別休暇の種類(主なもの)

種 類	付 与 日 数
骨髓提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳～満3歳まで60分以内(30分を単位として2回に分けて取得可)
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内
就業禁止(安衛法第68条)	必要と認める期間
妊娠障害(つわり)	2週間以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分事由	処分の種類					合 計
	降 任	免 職	休 職	降 給	人	
勤務実績がよくない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	36	0	0	36
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	36	0	0	36

教育委員会

処分事由	処分の種類					合 計
	降 任	免 職	休 職	降 給	人	
勤務実績がよくない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	133	0	0	133
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	133	0	0	133

(注) 県費負担教職員含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	2	0	2
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	2	0	2

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 0	人 0	人 0	人 1	人 1
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	1	1

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 1	人 2	人 1	人 2	人 6
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	2	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	1	4	1	2	8

(注) 県費負担教職員含む。

警察本部

処分事由	処分の種類				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	1人	0人	0人	0人	1人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った 場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	0	1	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の あった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	1	0	0	0	1
合 計	2	0	1	0	3

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数	総取得日数	全対象職員数 C (人)	平均取得日数	消 化 率
	A (日)	B (日)		B / C (日)	B / A (%)
知 事 部 局 等	170,146	47,453	4,401	10.8	27.9
教 育 委 員 会	109,752	32,116	2,856	11.2	29.3
警 察 本 部	67,600	10,899	1,690	6.5	16.1
合 計	347,498	90,468	8,947	10.1	26.0

(注) 対象期間：暦年（平成18年1月1日～平成18年12月31日）

イ 育児休業の取得状況

区 分		育児休業取得者数		部分休業取得者数	
			うち両休業取得者数		
知 事 部 局 等	男 性 職 員	1人	0人	0人	0人
		0	0	0	0
	女 性 職 員	70	0	0	0
		42	0	0	0
教 育 委 員 会	男 性 職 員	1	0	1	0
		0	0	0	0
	女 性 職 員	161	0	0	0
		133	0	0	0
警 察 本 部	男 性 職 員	0	0	0	0
		0	0	0	0
	女 性 職 員	8	0	0	0
		4	0	0	0
計		241	0	1	0
		179	0	0	0

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成18年度に新

たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が平成17年度から18年度にかけて引き続いている者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型中心	時間型中心
知事部局等	男性職員	2	2	0
	女性職員	4	4	0
教育委員会	男性職員	2	2	0
	女性職員	20	14	6
警察本部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
計		28	22	6

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	1	1	0	0	0	0
	女性職員	0	3	0	0	0	1
教育委員会	男性職員	1	0	1	0	0	0
	女性職員	13	1	4	0	0	2
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		15	5	5	0	0	3

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備考
新規採用職員	8	37	247	市町村職員含む
採用2年目	6	9	81	
一般職員第 課程	8	24	182	市町村職員含む
一般職員第 課程	9	27	336	市町村職員含む
中堅職員	9	18	292	市町村職員含む
新任係長	5	15	176	市町村職員対象
新任企画員	3	6	128	
新任GL	3	9	61	
新任課長補佐	2	6	100	
新任課長	3	8	106	市町村職員対象
県課長3年目等	2	2	51	市町村職員含む
県事務転	2	10	94	
特別研修	34	73	1,129	

教育職員（松江教育センター・浜田教育センター）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	27	58	103	第 回～第 回、宿泊研修会
経験者	14	33	274	6年目研修、11年目研修
管理職	6	6	297	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	46	53	3,289	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	35	60	1,123	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	77	134	2,420	教科等、生徒指導等、情報教育

（注） 対象：小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の教育職員

警察職員（警察学校）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	654	72	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	24	6	警察主事対象
初任総合	3	198	60	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	2	24	30	
部門別任用科	4	78	45	刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	25	180	299	交通事故事件捜査、被害者対策等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知 事 部 局 等	人事評価（管理職）	2	18年10月、19年3月	529人
	勤務評定（一般職）	1	18年11月	4,144人
教 育 委 員 会	人事評価（管理職）	2	18年10月、19年3月	109人
	勤務評定（一般職）	1	18年11月	595人
	勤務評定（県立学校教育職員）	2	18年10月、19年3月	1,956人
警 察	勤務評定	1	18年12月	1,642人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)
知事部局等	5	5	7	7	21	21	24	42	42
教育委員会	0	0	0	0	33	33	34	34	34
警察本部	0	0	0	0	8	7	9	10	10

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				左のうち、安全衛生委員会として設置している事業場数 (箇所)
	専任すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	実専任者数 (人)	設置すべき事業場数 (箇所)	うち設置事業場数 (箇所)	設置すべき事業場数 (箇所)	うち専任事業場数 (箇所)	
知事部局等	21	21	21	13	21	21	7	7	7
教育委員会	33	33	33	33	33	33	0	0	0
警察本部	8	8	8	5	8	7	0	0	0

イ 職員のための福利厚生生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行う。	12,920
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	3,736
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	3,105
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	4,237
心身の健康保持増進事業	職員が活力を維持できるように、スポーツ大会や文化事業を勤務時間外において実施する。	8,812
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	52,523
合計		85,333

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者・産業医を配置、またそれに伴う研修等を行う。	2,652
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施する。	476
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施する。	547
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施する。	56,852
合計		60,527

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	880
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	7,124
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	369
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	132
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	20,922
合計		29,427

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類 (法定検診)	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
定期健康診断	2,978人	2,751人	3,740人	3,602人	1,688人	1,687人
採用時健康診断	37	37	88	88	80	80
結核健康診断	4	4	0	0	0	0

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成18年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成18年度中において人事委員会からの是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

㊦ 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受 験 資 格	試 験 日 程			試 験 内 容	
			受付期間	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 1 次試験	第 2 次試験
大学卒業程度試験	行政・心理・土木・農業・畜産・水産・建築・獣医師・化学・薬学(第1回)・警察事務	(獣医師を除く試験区分)昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者 昭和60年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む。) (獣医師) 昭和48年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者 獣医師は、獣医師免許を有する者(平成19年5月31日までに取得見込みの者を含む。) 薬学は、薬剤師免許を有する者(平成19年6月30日までに取得見込みの者を含む。)	5月15日から6月2日まで	6月25日	7月24日から7月26日まで	教養試験 五肢択一式 45問150分 必須問題(25問)及び選択問題(30問中20問) 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 集団討論 (行政) 論文試験 適性検査 身体検査
	薬剤師(第2回)	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、薬剤師の免許を有する者(平成19年6月30日までに取得見込みの者を含む。)	10月25日から11月24日まで	12月9日から12月10日まで	なし	教養試験 五肢択一式 45問150分 必須問題(25問)及び選択問題(30問中20問) 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	なし

						身体検査	
高校卒業程度試験	一般事務・ 土木・学校 事務（出 雲）A B・ 学校事務 （石見）A B・警察事 務	（学校事務A） 昭和52年 4月 2日 から 昭和60年 4月 1日 まで に生まれた者 （学校事務Aを除く試 験区分） 昭和60年 4月 2日 から 平成元年 4月 1日 まで に生まれた者	8月 7日 から 9月 1日 まで	9月24日	10月22日 から10月 25日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験（土 木） 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
資格免許職試験	精神保健福 祉士	昭和52年 4月 2日 から 昭和60年 4月 1日 まで に生まれた者で、精神 保健福祉士の資格を有 する者（取得見込みの 者を含む。）	8月 7日 から 9月 1日 まで	9月24日	10月22日 から10月 25日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	臨床検査技 師	昭和53年 4月 2日 から 昭和61年 4月 1日 まで に生まれた者で、臨床 検査技師の免許を有す るもの（取得見込みの 者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	診療放射線 技師	昭和53年 4月 2日 から 昭和61年 4月 1日 まで に生まれた者で、診療 放射線技師の免許を有 するもの（取得見込み の者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	理学療法士 （第1回）	昭和53年 4月 2日 から 昭和61年 4月 1日 まで に生まれた者で、理学 療法士の免許を有する もの（取得見込みの者 を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	作業療法士	昭和53年 4月 2日 から 昭和61年 4月 1日 まで に生まれた者で、作業 療法士の免許を有する もの（取得見込みの者 を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	昭和54年 4月 2日 から 昭和62年 4月 1日 まで	同上	同上	同上	同上	同上

	に生まれた者で、歯科衛生士の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）					
保健師	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	8月7日から9月1日まで	9月24日	10月22日から10月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
助産師	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
看護師（第1回）	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
司書	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、司書の資格を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
学校栄養士	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
理学療法士（第2回）	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、理学療法士の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	平成19年1月22日から平成19年2月16日まで	平成19年3月11日	なし	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接	なし

						作文試験 適性検査 身体検査	
資格免許職試験	看護師（第2回）	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	平成19年1月22日から平成19年2月16日まで	平成19年3月4日	なし	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	なし
経験者試験	看護師（第1回）	次の各号に該当する者 ア 昭和41年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの イ 看護師免許取得後の看護業務経験が5年以上ある者	8月7日から9月1日まで	9月24日から9月25日まで	なし	教養試験 五肢択一式 30問90分 専門試験 五肢択一式 30問90分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	なし
	看護師（第2回）	次の各号に該当する者 ア 昭和41年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの イ 看護師免許取得後の看護業務経験が5年以上ある者	平成19年1月22日から2月16日まで	平成19年3月4日	なし	同上	なし
警察官（10月採用・大学卒）試験	警察官	昭和50年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業したもの（9月30日までに卒業見込みの者を含む。） 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、大学	4月3日から4月28日まで	5月14日	7月3日から7月5日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

		を卒業したもの(9月30日までに卒業見込みの者を含む。)					
警察官 (大学卒) 試験	警察官	昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む。)	5月15日から6月9日まで	7月9日	8月28日から8月31日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (高校卒業程度) 試験	警察官	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者(ただし、大学を卒業した者及び大学卒業見込みの者を除く。)	7月10日から8月4日まで	9月17日	11月5日から11月8日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体検査 体力検査	同上

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 <small>HI19.5.1現在</small>	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				計
行政	男			146	110			75.3%	12				12	12	3				3	2.7%	36.7	3
	女	7		72	54	2	1	79.2%	9				9	8	4				4	7.0%	14.3	3
	計			218	164	2	1	76.6%	21				21	20	7				7	4.2%	23.9	6
化学	男			9	8			88.9%	5				5	5	1				1	12.5%	8.0	1
	女	1		1	1			100.0%	1				1	1								
	計			10	9			90.0%	6				6	6	1				1	11.1%	9.0	1
心理	男			6	5			83.3%	2				2	2								
	女	1		13	12			92.3%	4				4	4	1				1	8.3%	12.0	1
	計			19	17			89.5%	6				6	6	1				1	5.9%	17.0	1
獣医師	男			1																		
	女	1		1	1			100.0%	1				1	1	1				1	100.0%	1.0	1
	計			2	1			50.0%	1				1	1	1				1	100.0%	1.0	1
薬学 (第1回)	男			5	1			20.0%	1				1									
	女	2		3	2			66.7%	2				2	2					2	100.0%	1.0	1
	計			8	3			37.5%	3				3	2	2				2	66.7%	1.5	1
農業	男			7	6		1	100.0%	3				3	3								
	女	1		5	4			80.0%	3				3	3	1				1	25.0%	4.0	1
	計			12	10		1	91.7%	6				6	6	1				1	9.1%	11.0	1
畜産	男			1																		
	女	1		2	2			100.0%	2				2	2	1				1	50.0%	2.0	1
	計			3	2			66.7%	2				2	2	1				1	50.0%	2.0	1
水産	男			10	8			80.0%	6				6	6	1				1	12.5%	8.0	1
	女	1		1																		
	計			11	8			72.7%	6				6	6	1				1	12.5%	8.0	1

大 学 卒 業 程 度

士	木	1	22	16		1	17	77.3%	6					6	6	1					1	5.9%	17.0	1		
	女	3	3	2			2	66.7%	6					6	6	1						5.3%	19.0	1		
	計	25	18		1	1	19	76.0%	6					6	6	1						25.0%	4.0	1		
建	築	1	8	4			4	50.0%	4					4	3	1						14.3%	7.0	1		
	女	3	3	2		1	3	100.0%	1		1			2	2											
	計	11	6		1	1	7	63.6%	5		1			6	5	1										
警	察	2	31	23		1	24	77.4%	4					4	4	1						4.2%	24.0	1		
	女	26	26	22		1	23	88.5%	3					3	3	1						4.3%	23.0	1		
	計	57	45		1	1	47	82.5%	7					7	7	2						4.3%	23.5	2		
薬	劑	3	7	6			6	85.7%		第2次試験なし										1				16.7%	6.0	2
	女	2	2	2			2	100.0%								2						100.0%	1.0	2		
	計	9	8				8	88.9%								3						37.5%	2.7	2		
合	計	22	253	187		2	190	75.1%	43					43	41	9						4.7%	21.1	8		
	女	132	132	104		3	109	82.6%	26		1			27	26	13						11.9%	8.4	11		
	計	385	291		3	3	299	77.7%	69		1			70	67	22						7.4%	13.6	19		

第1次試験：6月25日 第2次試験：7月24日～26日

薬剤師（第2回）試験：12月9日～10日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 <small>HI19.5.1現在</small>			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
高 校 卒 業 程 度	一般事務	2	男	18		6	7	13	72.2%		1	3	4	4	4			1	7.7%	13.0	1			
			女	22	8	5	16	72.7%							3	3			1	6.3%	16.0	1		
			計	40	8	12	29	72.5%							7	7			2	6.9%	14.5	2		
	土木	1	男	6		1	3	4	66.7%					4	4			1	25.0%	4.0				
			女																					
			計	6		1	3	4	66.7%					4	4			1	25.0%	4.0				
	学校事務A (出雲地区)	3	男	51	30	1	6	3	40	78.4%	5	1		6	6	2			5.0%	20.0	2			
			女	48	26	4	7	2	39	81.3%	3	3		3	3	1			2.6%	39.0	1			
			計	99	56	5	13	5	79	79.8%	8	1	1	9	9	3			3.8%	26.3	3			
	学校事務B (出雲地区)	2	男	11		7	4	11	100.0%		2	1	3	2	2									
			女	15		6	7	1	14	93.3%	1	3	4	4	4	2			14.3%	7.0	2			
			計	26		6	14	5	25	96.2%	7	1	1	7	6	2			8.0%	12.5	2			
学校事務A (石見地区)	2	男	26	19		2	3	24	92.3%	5			5	5	2			8.3%	12.0	1				
		女	13	8	3	1	12	92.3%	2				2	2				5.6%	18.0	1				
		計	39	27	3	4	36	92.3%	7				7	7	2									
学校事務B (石見地区)	1	男	4		2	1	3	75.0%		2		2	2	2										
		女	6		1	4	5	83.3%	1	3	4	4	4	4	1			20.0%	5.0	1				
		計	10		1	6	8	80.0%	1	5	6	6	6	6	1			12.5%	8.0	1				
警察事務	1	男	8		3	4	7	87.5%		2	2	4	4	4	2			14.3%	7.0	1				
		女	7		1	3	7	100.0%	1	1	2	3	3	3	1			7.1%	14.0	1				
		計	15		1	6	7	14	93.3%		3	4	7	7	1									
合 計	12	男	124	49	1	27	25	102	82.3%	10	9	28	27	27	4		1	6.9%	14.6	5				
		女	111	34	23	24	12	93	83.8%	5	2	19	19	19	1		3	5.4%	18.6	5				
		計	235	83	24	51	37	195	83.0%	15	2	47	46	46	5		4	6.2%	16.3	10				

第1次試験：9月24日 第2次試験：10月22日～10月25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 <small>HI19.5.1現在</small>	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				計
精神保健福祉士	男			10	7				70.0%	6				6	5	2			2	28.6%	3.5	2
	女	3		11	7	4			100.0%	1		1		2	2		1		1	9.1%	11.0	1
	計			21	14	4			85.7%	7		1		8	7		1		3	16.7%	6.0	3
臨床検査技師	男			5	3				80.0%	1				2	2							
	女	1		8	4	2	1		87.5%	1	2	1		4	3	1			1	14.3%	7.0	1
	計			13	7	3	1		84.6%	2	3	1		6	5	1			1	9.1%	11.0	1
診療放射線技師	男			7	3				85.7%	3	2			6	6				3	50.0%	2.0	3
	女	4		3	1	1	1		100.0%	1	1	1		3	2		1		1	33.3%	3.0	1
	計			10	4	3	2		90.0%	4	3	2		9	8	2	1		4	44.4%	2.3	4
理学療法士 (第1回)	男			5					80.0%				4	4					2	50.0%	2.0	1
	女	2		3	1	2			100.0%	1		2		3	2							
	計			8	1	6			87.5%	1	6			7	6	2			2	28.6%	3.5	1
作業療法士	男			4					100.0%				4	4					1	25.0%	4.0	1
	女	3		8	2	5			87.5%	1	1	3		4	4	1			2	28.6%	3.5	2
	計			12	2	9			91.7%	1	7			8	8	1			3	27.3%	3.7	3
歯科衛生士	男			4					100.0%				4	4					1	25.0%	4.0	1
	女	1		4		4			100.0%			4		4	4				1	25.0%	4.0	1
	計			8		8			100.0%			8		8	8				2	4.5%	22.0	2
保健師	男			1					100.0%		1			1	1				1	4.3%	23.0	1
	女	1		25	14	3	5		88.0%	4	1	1		5	5	1			4	50.0%	2.0	3
	計			26	14	4	5		88.5%	4	2	2		6	6	1			4	50.0%	2.0	3
助産師	男			9	4	4			88.9%	4	4			8	8	2			4	50.0%	2.0	3
	女	4		9	4	4			88.9%	4	4			8	8	2			4	50.0%	2.0	3
	計			18	8	8			88.9%	8	8			16	16	4			8	50.0%	2.0	6

資格免許職

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 <small>HI19.5.1現在</small>
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			
経	看護師	4	男	10			6	60.0%									4	66.7%	1.5	4	
	(第1回)		女	10			6	60.0%									4	66.7%	1.5	4	
験	看護師	2	男	1			1	100.0%									1	100.0%	1.0	1	
	(第2回)		女	1			1	100.0%									1	100.0%	1.0	1	
者	合計	6	計	2			2	100.0%									2	100.0%	1.0	2	
			男	1			1	100.0%									1	100.0%	1.0	1	
			女	11			7	63.6%									5	71.4%	1.4	5	
			計	12			8	66.7%									6	75.0%	1.3	6	

看護師(第1回)試験：9月24日～25日

看護師(第2回)試験：3月4日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 <small>HI19.5.1現在</small>	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				計
大卒 (10月採用)	男	30		156	114			73	73.1%	73				73	72	30			30	26.3%	3.8	29
	女	3		19	12			8	63.2%	8				8	7	3			3	25.0%	4.0	3
	計	33		175	126			81	72.0%	81				81	79	33			33	26.2%	3.8	32
大卒	男	54		442	310			149	70.1%	149				149	111	54			54	17.4%	5.7	46
	女	8		88	53			18	60.2%	18				18	16	8			8	15.1%	6.6	5
	計	62		530	363			167	68.5%	167				167	127	62			62	17.1%	5.9	51
高卒程度	男	14		187		6	101	27	71.7%	134			31	40	39			13	14	10.4%	9.6	13
	女	3		42		5	22	4	73.8%	31	1	6	1	8	8			2	3	9.7%	10.3	3
	計	17		229		11	123	31	72.1%	165	1	37	10	48	47			15	17	10.3%	9.7	16
合計	男	98		785	424	6	101	27	71.1%	558			31	222	222	84		13	98	17.6%	5.7	88
	女	14		149	65	5	22	4	64.4%	96	1	6	1	34	31	11		2	14	14.6%	6.9	11
	計	112		934	489	11	123	31	70.0%	654	1	37	10	296	253	95		15	112	17.1%	5.8	99

大卒試験(10月採用).....第1次試験：5月14日、第2次試験：7月3日～5日

大卒試験.....第1次試験：7月9日、第2次試験：8月28日～31日

高卒程度試験.....第1次試験：9月17日、第2次試験：11月5日～11月8日

(イ) 昇任試験

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施 通知日	第1次試験	第2次 試験	第1次試験	第2次 試験
警部昇任 試験	一般	警部補として勤務 した期間が4年以 上の者	6月9日	9月13日	10月18日	筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇 任試験	一般	巡査部長として勤 務した期間が4年 (大卒者にあつて は2年)以上の者	6月9日	(予備試験) 8月3日 (1次試験) 9月19日	10月19日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤 務した期間が8年 以上の者	6月9日	9月19日	10月20日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長 昇任試験	一般	巡査として勤務し た期間が4年(大 卒者にあつては2 年)以上の者	6月9日	(予備試験) 8月3日 (1次試験) 9月20日	10月25日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務し た期間が12年(大 卒者にあつては8 年)以上の者	6月9日	9月20日	10月20日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込 者数	予 備 試 験			第 1 次 試 験			第 2 次 試験合 格者数	最 終 合格率	昇任 者数
			受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率	合格 者数			
警部昇任 試験	一般	人 125	人 -	% -	人 -	人 119	% 95.2	人 31	人 20	% 16.8	人 20
警部補昇 任試験	一般	126	125	99.2	64	81	96.4	52	35	43.2	35
	専門	20	-	-	-	18	90.0	16	11	61.1	11
	計	146	125	99.2	64	99	95.2	68	46	46.5	46
巡査部長 昇任試験	一般	189	189	100.0	75	93	100.0	55	42	45.2	42
	専門	38	-	-	-	38	100.0	24	20	52.6	20
	計	227	189	100.0	75	131	100.0	79	62	47.3	62
合 計		498	314	99.7	139	349	96.9	178	128	36.7	128

(注) 印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者20名。巡査部長予備免除者18名)

イ 選 考

㊦ 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計	
		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等		
職員の任用に関する規則	第 7 条 第 2 号	細則第 3 条第 1 号・2 号（行政職 3 級以上・公安職 4 級以上）	人 9 (9)	人 -	人 -	人 13 (13)	人 -	人 22 (22)
		細則第 3 条第 3 号（海事職）	-	-	1	2	-	3
		細則第 3 条第 4 号（研究職の 2 級以上）	-	-	-	-	-	-
		細則第 3 条第 5 号～7 号（医療職）	11	10	-	-	-	21
	第 7 条第 5 号（他の地方公共団体又は国の在職者）	-	-	-	2 (2)	-	2 (2)	
	第 7 条第 6 号（かつて職員であった者）	-	-	-	-	-	-	
	第 7 条第 7 号・8 号（競争試験を行うことが不適当な職）	8	2	-	1	-	11	
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第 3 条	-	-	-	-	-	-		
合 計		28 (9)	12	1	18 (15)	-	59 (24)	

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種	部 局		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部 ・ 次 長 級		1					1
	課 長 級		4			1		5
	グ ル ー プ リ ー ダ ー		2					2
	主任・主任主事・主任 技師・主事・技師級		3			2		5
	計		10			3		13
公 安 職	警 視					4		4
	警 部 ・ 警 部 補 級					7		7
	巡 査 部 長					2		2
	巡 査							
	計					13		13
海 事 職					1	2		3
研 究 職	学 芸 員		1					1
	研 究 員		2					2
医 療 職 (一)	医 師		11	10				21
医 療 職 (二)			4	2				6
医 療 職 (三)								
任 期 付 研 究 員								
	合 計		28	12	1	18		59

c 公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 <small>HI19.5.1現在</small>	備考	
					短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計					
学芸員 (日本近世絵画)		1	男	5	3				60.0%	2				1	1				33.3%	3.0	1	1次:6/25 ~6/26	
			女	9	7				77.8%	2				2									
			計	14	10				71.4%	4				3						10.0%	10.0	1	2次:7/29
研究員 (電気電子・情報工学)	1		男	8	7				87.5%	3				3					14.3%	7.0		1次:6/25 ~6/26	
			女																				
			計	8	7				87.5%	3				3						14.3%	7.0	2	2次:7/28
研究員 (応用物理)	1		男	5	5				100.0%	3				3					40.0%	2.5	2	1次:6/25 ~6/26	
			女																				
			計	5	5				100.0%	3				3						40.0%	2.5	2	2次:7/28
研究員 (応用化学)	1		男	8	6				75.0%	3				3								1次:6/25 ~6/26	
			女	3	2				66.7%	1				1									
			計	11	8				72.7%	4				4									2次:7/28
選 身体障害者対象 (一般事務)	1		男	4	2		1		75.0%	3	第2次試験なし					1			33.3%	3.0			
			女																				
			計	4	2		1		75.0%	3					1					33.3%	3.0		11/11実施
考 ハリコプター整備士	1		男	1					100.0%	1					1				100.0%	1.0	1		
			女																				
			計	1					100.0%	1					1					100.0%	1.0	1	8/27実施
試 警備艇乗組員 (機関)	1		男	4		1	2		75.0%	3					1				33.3%	3.0	1		
			女	1																			
			計	5	1	2		3	60.0%	3					1				33.3%	3.0	1	9/24実施	
験 職業訓練指導員 (建設)	1		男	2			1		50.0%	1					1				100.0%	1.0	1		
			女																				
			計	2			1		50.0%	1					1				100.0%	1.0	1	10/15実施	

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数(平成19年 4月1日昇任分)

給料表	部局 級	知事部局	病院局	企業局、議 会、各委員 会等	教育委員会	警察本部	計
		行政職	9	5人	1人	1人	2人
	8	10			1		11
	7	14	1		1		16
	6	50	2	5	7	1	65
	5	31	1	1	1	4	38
	4	94	2	4	7	3	110
	3	78	1	6	9	7	101
	2	46	1		4	7	58
	計	328	9	17	32	22	408
公安職	9					3	3
	8					6	6
	7					4	4
	6					18	18
	5					27	27
	4					27	27
	3						
	2						
	計					85	85
海事職	5						
	4						
	3				1		1
	2	1			2		3
	計	1			3		4
研究職	5						
	4	2					2
	3	2			2		4
	2						
	計	4			2		6
医療職(一)	4						
	3		1				1
	2	2					2
	計	2	1				3
医療職(二)	7						
	6	1					1
	5	1	1				2
	4	2	2				4
	3	2	3				5
	2		1				1

	計	6	7				13
医療職(三)	7						
	6						
	5		5				5
	4		14				14
	3		25				25
	2						
	計		44				44
合 計		341	61	17	37	107	563

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成18年10月18日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第 8 条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

イ 報 告

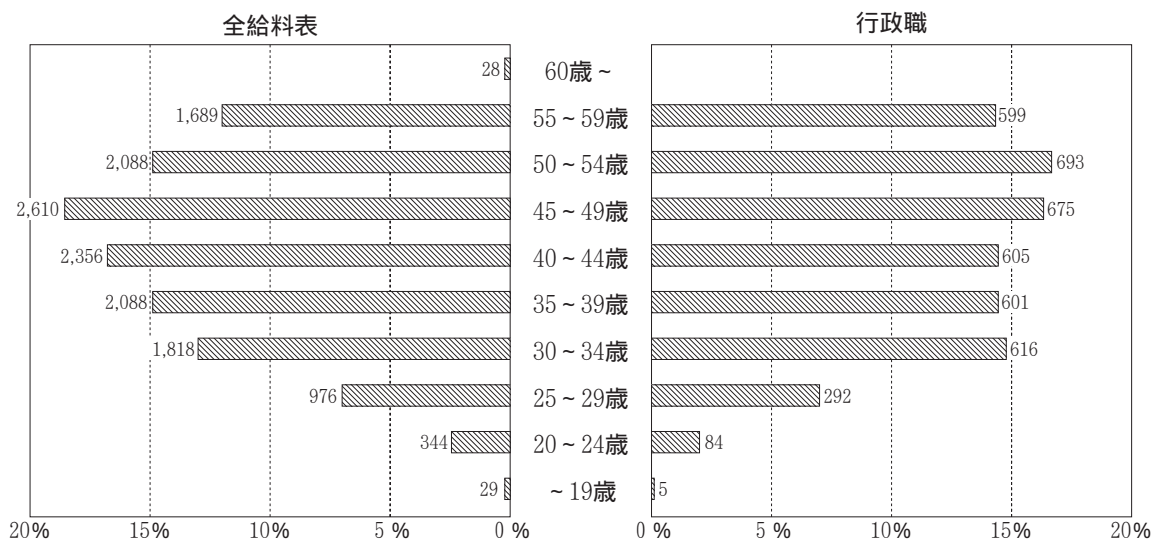
a 職員給与の概況

県職員の平成18年 4 月 1 日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数及び構成比

給料表	区 分	職 員 数		構 成 比	
		平成18年	平成17年	平成18年	平成17年
行 政 職		4,170人	4,259人	29.7%	30.0%
公 安 職		1,435	1,436	10.2	10.1
海 事 職		59	60	0.4	0.4
研 究 職		246	250	1.8	1.8
医 療 職 (1)		146	142	1.0	1.0
医 療 職 (2)		275	280	2.0	2.0
医 療 職 (3)		574	563	4.1	4.0
大 学 教 育 職		121	127	0.9	0.9
高 等 学 校 等 教 育 職		2,163	2,173	15.4	15.3
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		4,837	4,906	34.5	34.6
合 計		14,026	14,196	100.0	100.0

職員の年齢階層別人数及び構成比



職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行政職の職員	
	平成18年	平成17年	平成18年	平成17年
給 料	383,968円	383,658円	359,971円	360,030円
管 理 職 手 当	6,732	6,745	8,190	8,115
扶 養 手 当	11,313	11,577	12,703	13,061
地 域 手 当	764	670	450	380
住 居 手 当	3,712	3,730	2,425	2,447
特 地 勤 務 手 当	4,684	4,910	3,492	3,650
そ の 他	3,979	3,992	1,896	2,002
合 計	415,152 (390,318)	415,282 (390,469)	389,127 (365,233)	389,685 (365,865)

- (注) 1 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 地域手当の平成17年度の額は、調整手当の額である。
 4 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 5 その他は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内260の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した129事業所に対し「平成18年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち123事業所の調査を完了した。

公務に類似すると認められる職務に従事する者4,153人について、本年4月分として支払われた給与月額、特別給(ボーナス)をはじめとした諸手当及び雇用情勢等の調査を行った。

本年は、調査対象となる企業規模を従来の100人以上から50人以上に改めたほか、調査対象従業員にスタッフ職の従業員等を加え範囲を拡大した。

民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
一 般 職	30.4%	23.4%	1.6%	44.6%
管 理 職	28.2	21.5	1.0	49.3

民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給停止	定期昇給制度なし
		昨年比増額	昨年比減額	昨年と変化なし			
一 般 職	78.9%	72.3%	31.1%	11.7%	29.6%	6.6%	21.1%
管 理 職	77.6	71.1	31.7	11.5	27.9	6.4	22.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

民間における雇用調整の実施状況

区分 \ 項目	採用の 停止・ 抑制	部門整 理・部 門間配 転	委託・ 派遣社 員へ転 換	転籍出 向	一時帰 休・休 業	残業の 規制	希望退 職者の 募集	正社員 の解雇	賃 金 カット	計
平成18年	9.9%	4.9%	5.0%	4.9%	0.0%	4.6%	2.3%	0.7%	2.4%	22.8%
平成17年	15.6	15.2	17.5	5.2	0.0	4.2	3.0	1.0		40.4

(注) 1 平成18年は平成18年 1月以降の実施状況、平成17年は平成17年 1月以降の実施状況。

2 雇用調整の有無を項目別に調査(各項目は重複回答)。計欄は何らかの雇用調整を行った事業所の割合。

c 物価及び生計費

本年 4月の消費者物価指数(総務省)は、全国では98.3(前年97.9)と昨年に比べ0.4ポイント増加しており、松江市でも0.7ポイント増の98.5(前年97.8)となっている。

一方、本年 4月の勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)は、昨年に比べ全国で名目3.7%減の341,812円(前年354,991円)、松江市では2.7%増の365,472円(前年355,883円)となっている。

また、前記の家計調査等を基礎として算定した本年 4月の松江市における 2人世帯、3人世帯、4人世帯及び 5人世帯の標準生計費は、それぞれ181,820円、214,070円、246,330円及び278,590円となっている。

d 都道府県職員の給与

先に総務省で公表された、平成17年 4月 1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、99.6であった。

本県のラスパイレス指数は、特例条例による給与の減額措置の影響もあり92.8となっており、都道府県の平均指数を6.8ポイント下回り、全国で最下位となっている。

e 職員給与と民間給与との比較

(a) 比較方法の見直し

公民給与の比較は、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務員においては行政職給料表、民間においては公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行っている。このラスパイレス方式による比較方法は、公務員の給与決定方法として定着している。

本年の公民給与の比較に当たっては、国の動向等も踏まえ、月例給における同種・同等の者同士を比較するという原則の下で、職員給与に民間企業の給与水準をより適正に反映する方法として、以下のとおり見直しを行った上で比較した。

比較対象企業規模

従来の100人以上から50人以上に拡大することとした。

比較対象従業員

ライン職の役職者について部下数等の要件を改めることとし、これと職能資格等が同等と認められるライン職の役職者及びスタッフ職についても比較の対象に加えることとした。

比較における対応関係

本年 4月に行政職給料表の級の統合を行ったこと及び比較対象企業規模の見直しを行ったことから、比較における対応関係を次表のとおりとした。

公民給与の比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業者		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9 級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	-----	-----
8 級	事務課長・技術課長	支店長・工場長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7 級		事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
6 級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5 級			事務課長・技術課長
4 級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3 級		事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2 級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1 級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

特別給の比較方法

月例給における比較対象企業規模との整合性を考慮し、企業規模50人以上の民間企業を比較対象とすることとした。

(b) 月例給

職員給与と民間給与を比較すると、民間給与376,804円に対して職員給与は減額措置前で389,127円であり、12,323円(3.17%)上回っているが、減額措置後では365,233円であり、逆に11,571円(3.17%)下回っている。

職員給与(行政職)と民間給与との較差

民間給与 (A)	行政職の職員給与 (B)		較差 (A) - (B)
376,804円	減額措置前	389,127円	12,323円 (3.17%)
	減額措置後	365,233円	11,571円 (3.17%)

(c) 扶養手当

民間における家族(扶養)手当の支給状況については、職員の扶養手当の支給がやや上回っている。

(d) 住居手当

民間における住居手当については、職員の住居手当の支給状況とほぼ見合うものとなっている。

(e) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額4.11月分(昨年4.10月分)に相当し概ね昨年並みであり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)がこれを0.34月上回っている。

なお、特例条例により給料月額を算出基礎とする諸手当についても減額して支給されており、期末手当・勤勉手当の支給月数に減額率を乗じた値は4.18月となり、民間事業所の特別給との差は0.07月分となる。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員(行政職)の期末・ 勤勉手当 (B)	差 (A) - (B)
4.11月分	4.45月分 (4.18月分)	0.34月分 (0.07月分)

(注) ()内は、期末・勤勉手当の支給月数(4.45月)に特例条例による減額率(3~10%)を乗じた場合の月数である。

f むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を前提に、どのような措置を行うべきかについて、国及び他の都道府県の動向並びに特例条例による減額措置が行われていること等を考慮し、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、次のとおりの結論に達した。

(a) 給与改定について

本県の民間事業所の状況を見ると、ベースアップ、定期昇給等の状況については昨年に比べて改善傾向にあり、「採用の停止・抑制」などの雇用調整を行っている事業所の割合も減少している。

本年4月分の給与額を比較するに当たり、特例条例による減額措置の前後で比較したところ、昨年に引き続き、減額措置前では職員給与が民間給与を上回り、減額措置後では民間給与を下回ることとなった。

このような状況並びに国及び他の都道府県の動向などを総合的に勘案し、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

i 給料表

国においては、昨年の人事院勧告に基づき、地域の公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準をより適正に反映したものとなるよう、本年4月から平均4.8%の俸給表の水準引下げを、経過措置を設けながら段階的に実施するなどの改定が行われた。

本県においても国に準じて改定が行われたところであり、給与水準の引下げが漸次実施されつつあること等を考慮し、本年においては給料表(高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表を除く。)は、人事院勧告に準じて改定しないこととする。

また、高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表は、行制職給料表との均衡を考慮して、改定しないこととする。

ii 管理職手当

管理職手当は、人事院勧告に準じて、給料表別・職務の級別・支給区分別の定額制とする必要があるが、手当額については、本県の実態を考慮したものとする必要がある。

iii 扶養手当

扶養手当は、人事院勧告に準じて、扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る支給月額を引き上げる必要がある。

iv 地域手当

民間賃金の高い地域に勤務する職員等を支給対象とする地域手当については、人事院勧告に準じて、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の暫定的な支給割合を次表のとおりとする。

平成19年度の地域手当の級地別支給割合

級 地 (支給割合)	地 域	平成19年度の地域手当の 支給割合	平成18年 3 月31日の 調整手当の支給割合
1 級地 (18%)	東京都特別区	14	12%
2 級地 (15%)	大阪府大阪市	12	10
4 級地 (10%)	広島県広島市	5	3
—	福岡県北九州市	3	3

(注) 1 2 級地の欄中の 印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。

2 北九州市に在勤する職員については、上記の支給割合のほか、経過措置として地域手当(1%)が平成20年 3 月31日まで支給される。

v 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、その支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を上回っており、本県の経済情勢が引き続き厳しい中であって、広く県民の理解を得るためには、地域の民間事業所における支給実態をより反映したものとする必要がある。

しかしながら、特例条例による給与の減額措置により、期末手当・勤勉手当についても減額して支給されていること並びに国及び他の都道府県の動向を総合的に勘案し、本年については支給月数の改定を行わないこととする。

vi 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、昨年も触れたところであるが、社会情勢の変化等により特殊性が薄れているものについて、廃止も含めて見直すとともに、実績を重視した支給内容となるよう検討を進め、早期に改正する必要がある。

vii へき地手当、特地勤務手当

両手当とも離島、山間地等生活の不便な地域に勤務する職員を支給対象とする手当であるが、小中学校の教職員を支給対象とするへき地手当とそれ以外の職員を支給対象とする特地勤務手当では、基準の違いから同一地域であっても手当の支給率が異なるという問題がある。現在、国においてへき地学校の指定基準の見直し作業が行われており、その動向を注視しながら検討を進める必要がある。

viii 教育職員の諸手当等

給料の調整額、産業教育手当及び定時制通信教育手当などは、社会情勢の変化や学校教育の現状に適切に対応したものとなるよう、他の都道府県の動向を踏まえて、引き続き検討を進める必要がある。

(b) 給与制度の見直しについて

本委員会は、昨年、昇給や勤勉手当に関し、職員の勤務成績を的確に反映させるため、給与制度の見直しに係る勧告を行い、本年 4 月に関係条例等が改正されたところである。

この見直しを実効あるものとするためには、職員の理解と協力を得て、実効性のある人事評価制度が早期に確立される必要がある。

また、上記見直しに伴い、新たな級別職務分類基準表を定めたところであるが、今後とも職務・職責、勤務実態に応じた職務給の原則に沿って、適正な運用を図っていく必要がある。

(c) 人事管理上の課題について

i 人材育成と女性職員の登用等

複雑・高度化、多様化する行政ニーズに的確に 대응していくためには、個々の職員の意識や行動の変革が求められるとともに、その専門的知識や政策形成能力の向上が必要とされている。

団塊世代の職員の退職が間近に迫り、大幅な定員削減への取組が行われている状況にあって、職員一人ひとりに求められる能力の向上、そのための人材育成は喫緊の課題である。

職員の能力や成果を適正に評価し、職員の能力開発や人事管理等に活用できる新たな人事評価制度の確立、研修制度の充実など、総合的な人材育成の取組を計画的に推進する必要がある。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性職員の管理職への積極的な登用、意思形成過程への参加機会の充実など、その登用・育成に引き続き取り組む必要がある。

本年、人事院は、自己啓発等休業制度の導入に関して立法措置を行うよう、国会と内閣に意見の申出を行ったところであるが、本県においても、人材育成の観点から、国の動向を注視していく必要がある。

ii 総実労働時間の短縮

時間外勤務の縮減は、職員の健康の保持増進や職員の家庭、地域での生活の充実を図るために必要である。本県においては、時間外勤務の上限設定など縮減の取組がなされ一定の成果はみられるが、今後とも、各所属において適正な勤務時間管理を行うとともに業務の見直しを行うなど、引き続き時間外勤務の縮減を進める必要がある。

また、総実勤務時間の短縮のためには、年次有給休暇の取得を促進することも重要であり、計画的・連続的な取得などの取組を進める必要がある。

iii メンタルヘルス対策

近年、社会情勢の激しい変化の中で、公務も複雑・高度化してきており、職員の心の健康づくりを推進することは、公務能率発揮の観点からますます重要になってきている。各任命権者においては、研修会の開催や相談事業などを行っているが、心の健康の問題による私傷病休暇者や退職者は依然として増加の傾向にある。

このため、心の健康づくりを一層推進する必要があるが、職員自身が自らのストレスを予防、軽減し、あるいは、これに対処するための知識・方法を身につけ、これを実践することができるよう、職員のセルフケアに対する理解を深めるための知識の普及が重要である。また、職員の状況を日常的に把握している管理・監督者は、職場における職員の具体的なストレス要因の緩和を図るため、職場環境の必要な改善を行うとともに、職員が相談しやすい環境づくりを進めることが重要である。

各職場においては、職員相互の協力・支援や意思疎通をこれまで以上に図り、働きやすい職場づくりを一層進めていく必要がある。

iv 職業生活と家庭生活の両立支援

個人の意識・価値観やライフスタイルが多様化する中で、職員が、職業生活と家庭生活を両立させて働けるような環境の整備は重要である。

各任命権者は、昨年、次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てしやすい職場づくり推進計画」を策定したところであるが、職員が子育てしやすい環境整備に向けて職場を挙げて取り組み、この計画を着実に実行していく必要がある。

また、家族の介護の時間を必要とする職員もあり、介護のための休暇が取得しやすい職場の環境づくりを進める必要がある。

本年、人事院は、育児のための短時間勤務の制度の導入等のため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正を行うよう、国会と内閣に対して意見の申出を行ったところであり、今後、国の動向を注視していく必要がある。

v 休息時間の見直し

休息時間については、国では本年7月1日から廃止されたが、これは、近年、公務員の勤務条件については民間準拠が一層求められている状況の下で、民間企業では、勤務時間に含まれる有給の休息時間に相当する制度はほとんど普及していないこと等を考慮して行われたものである。

本県においても、国との均衡を図る観点から、休息時間の廃止について検討する必要がある。

(d) 勧告実施の要請について

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるためのものとして、県民の理解と支持を得て定着し、行政運営の安定に寄与してきている。

現在、個々の職員は、増大する行政ニーズにより業務が複雑・多様化する中で、強い使命感をもってこれらに立ち向かうことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

現在行われている特例条例による給与の減額措置は、財政再建団体への転落を回避するための緊急避難的なものであるとはいえ、職員への影響は極めて大きいものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考える。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

(イ) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例の改定内容

(a) 諸手当

i 管理職手当について

管理職手当の月額、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内の額で人事委員会規則で定める額とすること。

ii 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること。

b 改定の実施時期

この改定は、平成19年 4 月 1 日から実施すること。

c 経過措置

この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成18年度中において措置の要求はなかった。

また、係属中の事案もなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	処分者	処分内容	請求人	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成17年（不） 第2号事案	県知事	分限免職	県職員	平成17年 5 月27日	処分の取消し	平成18年5月25日 棄却

平成18年度において不服申立てはなかった。

また、係属中の事案は上記事案のみであった。